

# 行政代執行による危険な空き家の解体について(完了)

## 場所

愛媛県松山市中野町甲 185 番 1

## 解体した空き家の概要

構造 : 木造 2 階建(住宅)

床面積 : 108.3 平方メートル( 1 階 54.15 平方メートル、2 階 54.15 平方メートル)

建築年 : 昭和 53 年

## 解体した空き家の状況

屋根及び外壁の大半に損傷が見受けられることから、外壁材等の脱落・飛散により隣接建築物に悪影響を与えるおそれがあった。また、構造体力上主要な部分に損傷等(柱・梁の破損、欠損)が生じていることから、倒壊により隣接建築物に悪影響を与えるおそれがあった。

## 行政代執行の内容

空き家の除却

## 実施期間

令和 2 年 3 月 26 日から令和 2 年 5 月 28 日

## 現場写真



## これまでの経緯

平成30年8月30日	特定空家等と判断し、「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」に基づく『助言・指導』
平成31年3月 1日	「空家法」に基づく『勧告』
令和元年 5月 7日	勧告の措置期限(所有者による自主解体なし)
令和元年 8月13日	「空家法」に基づく『命令』
令和元年10月15日	命令の措置期限(所有者による自主解体なし)
令和元年12月18日	「行政代執行法」に基づく『戒告』
令和2年 2月19日	戒告の措置期限(所有者による自主解体なし)
令和2年 3月26日	行政代執行宣言(解体工事着手)
令和2年 5月28日	行政代執行終了宣言(解体完了)